

別記様式

|                  |  |                                    |
|------------------|--|------------------------------------|
| 被<br>処<br>分<br>者 | 認定証・届出証明書番号  | 岡山県公安委員会 第338号                     |
|                  | 氏名又は名称   | 三洋環境株式会社                           |
|                  | 代表者の氏名   | 小林 寛嗣                              |
|                  | 主たる営業所の所在地   | 岡山市北区下伊福上町8番20号                    |
|                  | 処分に係る営業所の名称及び所在地   | 三洋環境株式会社 SKセフティ<br>岡山市北区下伊福上町8番20号 |
| 処 分 年 月 日        | 令和4年4月13日  |                                    |
| 処 分 内 容          | 指示   |                                    |
| 処分理由・根拠法令        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分理由<br/>変更届出義務違反、変更届出書等虚偽記載</li> <li>・ 根拠法令<br/>警備業法第11条第1項</li> </ul> |                                    |
| 処分を行った公安委員会      | 岡山県公安委員会   |                                    |

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、警備員に対する教育義務違反が判明したもの」「探偵業の従業者が、調査対象者に執拗につきまとったもの」等）。